

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果一覧
(「文書での改善報告を求めた指摘事項(要報告事項)」があったもの)

監査実施日			所在区	法人名
年	月	日		
平成 29	10	16	神奈川区	社会福祉法人 そだちの杜
平成 29	12	6	神奈川区	社会福祉法人 神奈川労働福祉協会
平成 29	12	1	南区	社会福祉法人 乳児保護協会
平成 29	7	13	旭区	社会福祉法人 横浜育愛会
平成 29	10	11	港北区	社会福祉法人 くっくあゆみの会
平成 29	10	12	栄区	社会福祉法人 柳下福祉会
平成 29	9	22	瀬谷区	社会福祉法人 若竹会
平成 29	12	20	瀬谷区	社会福祉法人 恵友福祉会
平成 30	1	25	戸塚区	社会福祉法人 ももの会

※対象法人は「法人の所在区～各所在区内における監査実施日」の順に掲載しています。

※指導監査結果情報の「改善状況」は、平成30年3月末時点で法人から提出のあった報告書により確認したものです。

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人そだちの杜		
所在区	神奈川区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月16日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>計算書類に対する注記について、運用上の取扱いに基づかない様式で作成されていた。</p> <p>運用上の取扱いに基づいた様式により会計基準に規定された内容を、法人全体で記載するもの及び拠点区分で記載するものの2種類を作成すること。</p>	改善済

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人乳児保護協会		
所在区	南区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年12月1日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>社会福祉充実残額が発生しているが、社会福祉充実計画を策定していない。</p> <p>関係法令等に基づき、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得ること。</p>	未改善

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人横浜育愛会		
所在区	旭区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年7月13日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>法人でリース契約を結んでいる車両について、幹部職員による私的利用があった。</p> <p>契約を見直す等必要な措置、清算を行うこと。</p> <p>車両に関し、法人本部や拠点でその費用を支弁する場合は、自法人及び拠点の運営に関する業務のみに使用するものとし、他法人の業務や私的用途等に使用しないこと。</p> <p>また、利用に関するルールを定めた上で、使用者や行先、目的、正確な走行距離等を明記した運行記録を作成し保管すること。</p>	改善済

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人くっくあゆみの会		
所在区	港北区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年10月11日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>保育所委託費を財源として、外国債を購入していた。 保育所委託費の管理・運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法によるものとする。</p>	改善済

平成 29 年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人柳下福社会		
所在区	栄区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成 29 年 10 月 12 日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>経理規程に定める入札を要しない額の工事契約について、単独随意契約を行っていた。</p> <p>契約においては、国通知及び経理規程に定めるとおり見積合わせを適切に実施すること。</p> <p>なお、稟議書等を活用し、決裁規程等に基づく決裁権者の承認過程、見積書、随意契約理由書等の記録を整備し、保存すること。</p>	改善取組中

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人恵友福祉会		
所在区	瀬谷区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成29年12月20日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>決算に関する理事会と、定時評議員会が同日に開催されており、評議員は決算に関する計算書類等の確認ができない状態で定時評議員会が開催されていた。</p> <p>定時評議員会は、その開催の二週間前の日から、理事会で承認された決算に係る計算書類等を、主な事務所に備え置いた上で実施すること。</p>	改善取組中
<p>定款に定める役員等の報酬に関する基準が策定されていなかった。</p> <p>規程等を定め、報酬は支給基準において評議員会で承認を受けたものに基づき、支給すること。また、策定後は、インターネットを利用し、公表すること。</p>	改善取組中

平成29年度 社会福祉法人指導監査結果情報

法人名	社会福祉法人ももの会		
所在区	戸塚区	実施区分	一般指導監査
実施年月日	平成30年1月25日		

文書での改善報告を求めた指摘事項（要報告事項）	改善状況
<p>理事長を含め、法人全体の事務を把握している者がおらず、数名の担当者により個別に対処されている。また、実務についてのチェックや相互牽制機能が無く、結果として法人内での法令遵守体制に不備があり、ガバナンスが機能していない状態となっている。</p> <p>専属の担当者を置くなどとともに、理事長、その他の役員及び職員は、適切な運営のための執行体制づくりに取り組むこと。</p>	改善済
<p>役員等の報酬に関する規程を策定していない。</p> <p>規程等を定め、報酬は支給基準において評議員会で承認を受けたものに基づき、支給すること。また、策定後は、インターネットを利用し、公表すること。</p>	改善済
<p>以下について改善を行い、法令の定めるところにより業務を行うこと。</p> <p>予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意をもって決定すること。</p> <p>決議の省略による理事会決議が行われていたが、手続に瑕疵があった。決議の省略は必要な要件が満たされる場合にのみ認められるものであり、該当しない場合は理事を招集した理事会において決議すること。</p> <p>理事会等の議事録の作成が遅延している。議事録署名人の押印等含め、適切に作成すること。</p> <p>理事会等の当日議事資料、関連資料について適切に保管すること。</p> <p>理事会、評議員会の招集手続は法令に則り適切に行うこと。</p> <p>資産総額変更登記について、法定の期限が遵守されていなかった。</p> <p>法人の登記事項については、組合等登記令に従い、期限内に登記すること。</p>	改善済

<p>補正予算で行う工事契約の締結にあたり、契約手続について事前の理事会決議が適切になされていなかった。また、特定の理事が利害関係者となっているにもかかわらず、議事上明確な説明がなされず、また採決にあたって退席するなどの措置も行われなかった。</p> <p>重要な契約手続等については、理事会で決議するとともに、理事会運営については適切に行うこと。</p>	改善済
<p>寄附の受領に際しては、寄附金品台帳を整備し、寄附金申込書等の寄附者の意思を明確にしたものを受領して保存すること。</p>	改善済
<p>契約手続きを適切に実施すること。</p> <p>①250万円を超える工事や、160万円を超える物品購入において、見積合わせによる随意契約を行っていた。</p> <p>国通知及び経理規程に定めるとおり、入札を実施すること。</p> <p>②経理規程に定める入札を要しない250万円以下の工事契約について、単独随意契約を行っていた。</p> <p>価格による随意契約は、二者以上の業者から見積を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。</p> <p>③100万円を超える契約について、契約書を作成すること。</p> <p>④契約行為に際しては、複数の者が関与するよう、相互牽制体制を構築すること。</p> <p>⑤契約については改めてその用途及び価格が適正であったかを調査し、適正であると確認できない支出については各拠点区分へ返還すること。</p>	改善済
<p>新盆を迎えた職員に配布するための線香代を法人本部から支出したが、線香の配布が、対象となる職員の一部に対してのみであった。</p> <p>慶弔に関する支出については、規程で対象者・対象経費を明確に定め、公平性を担保するよう是正し、一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する待遇や手当を支給しないこと。</p>	改善済